

北海道開発局
地方整備局
沖縄総合事務局
都道府県
政令指定市
日本高速道路保有・債務返済機構
高速道路株式会社
都市高速道路公社

担当部長 殿

国土交通省 道路局 道路交通管理課長

特殊車両通行許可に係る許可限度重量の特例措置の一部改正について

標記については、平成 1 5 年 3 月 2 0 日付け国道交第 1 6 7 号道路交通管理課長通達「特殊車両通行許可に係る許可限度重量の特例措置について」により処理されてきたところであるが、今般、構造改革特別区域基本方針（平成 1 5 年 1 月 2 4 日閣議決定）別表 1 が平成 2 2 年 1 月 5 日付けで変更され、重量物輸送効率化事業に係る特例措置が拡充されたことを踏まえ、同通達の一部を下記のとおり改正し、平成 2 2 年 1 月 1 5 日から適用することとしたので、

（以下、北海道開発局、地方整備局、沖縄総合事務局あて）

遺憾のないよう取り計らい願いたい。

（以下、都道府県、政令指定市）

一般国道における施行に当たって、遺憾のないよう取り計らい願いたい。

また、都道府県道又は市道における施行に当たっては、本通達の一体的かつ整合的な運用につき、十分な配慮を願いたい。

（以下、都道府県あて）

なお、貴管内道路管理者に対しても、この旨周知徹底方取り計らい願いたい。

（以下、日本高速道路・債務返済機構、高速道路株式会社、都市高速道路公社）

参考とされたい。

記

記 1. 中「許可限度重量に関する特例」を「重量に関する特例」に改める。

記 1. の次に次を加える。

記 2. 長さ及び最小回転半径に関する特例

上記 1.（1）から（3）の要件に加え、当該車両の通行経路が、道路法の道路に関して横断に限る場合は、車両の長さ及び最小回転半径についても算定要領に拠らず

許可することができる。

記２．中「上記１．の特例措置」を「上記１．又は上記２．の特例措置」に改め、同項を「記３．」とする。

「記３．」を「附則」とする。

様式１及び様式２中「(記２．関係)」を「(記３．関係)」に改める。

附則 この改正後の通達は、平成２２年１月１５日から適用する。

<参考（既通達）>

国道交第 1 4 7 号
平成 1 6 年 3 月 2 6 日

北海道開発局
各地方整備局
沖縄総合事務局
道路関係四公団
都道府県・政令市

担当部長 殿

国土交通省道路局道路交通管理課長

特殊車両通行許可に係る許可限度重量の特例措置の一部改正について

標記については、平成 1 5 年 3 月 2 0 日付け国道交第 1 6 7 号国土交通省道路局道路交通管理課長通達「特殊車両通行許可に係る許可限度重量の特例措置について」により処理されてきたところであるが、今般、構造改革特別区域基本方針（平成 1 5 年 1 月 2 4 日閣議決定）別表 1 が平成 1 6 年 2 月 2 4 日付けで変更され、重量物輸送効率化事業に係る特例措置が見直されたことを踏まえ、標記通達の一部を改正し、平成 1 6 年 4 月 1 日から適用することとしたので、

（以下、北海道開発局建設部長、各地方整備局道路部長、沖縄総合事務局開発建設部長及び道路関係四公団担当部長宛て）

下記の事項に留意の上、遺憾のないよう取り計らい願いたい。

（以下、各都道府県担当部長及び各政令市担当部長宛て）

一般国道における施行に当たっては、下記の事項に留意の上、遺憾のないよう取り計らい願いたい。

また、都道府県道又は市道における施行に当たっても、下記の事項を参考とされ、本通達の一体的かつ整合的な運用につき、十分な配慮を願いたい。

（以下、各都道府県担当部長宛て）

なお、貴管内道路管理者に対しても、この旨周知徹底方お取り計らい願いたい。

記

平成 1 5 年 3 月 2 0 日付け国道交第 1 6 7 号国土交通省道路局道路交通管理課長通達「特殊車両通行許可に係る許可限度重量の特例措置について」記 1. (2) 中「値」の次に「（駆動軸にエアサスペンションを装着する車両の駆動軸重にあっては 1 1. 5 トン）」を加える。

<参考（既通達）>

国 道 交 第 1 6 7 号
平成 1 5 年 3 月 2 0 日

北海道開発局 建設部長
沖縄総合事務局 開発建設部長
各地方整備局 道路部長
道路関係四公団 担当部長 殿

国土交通省道路局 道路交通管理課長

特殊車両通行許可に係る許可限度重量の特例措置について

道路法第 4 7 条の 2 第 1 項の規定により道路管理者が条件を附して通行を許可することができる車両の許可限度重量については、「特殊車両通行許可限度算定要領」（昭和 5 3 年 1 2 月 1 日付け建設省道交発第 9 9 号・同道企発第 5 7 号、以下「算定要領」という。）等により算定しているところであるが、今般、構造改革特別区域法（平成 1 4 年法律第 1 8 9 号、以下「法」という。）が制定され、同法第 3 条の規定に基づく構造改革特別区域基本方針（平成 1 5 年 1 月 2 4 日閣議決定）別表 1 に「重量物輸送効率化事業」が位置付けられたことを踏まえ、法附則第 3 条の規定に基づき、法第 2 条に規定する構造改革特別区域（以下「特区」という。）において実施される「重量物輸送効率化事業」について下記のとおり特例措置を講じることができることとしたので、下記の事項に留意の上、遺憾のないよう取り計らい願いたい。

記

1. 許可限度重量に関する特例

特区において実施される「重量物輸送効率化事業」について、特殊車両通行許可に係る許可限度重量の特例措置の適用を受けようとする車両の審査に当たり、下記の（1）から（3）の要件を全て満足することが確認された場合は、車両の総重量については算定要領に拠らず許可することができる。

- （1）橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路を含まない経路を通行すること。
- （2）軸重及び隣り合う車軸に係る軸重の合計が車両制限令（昭和 3 6 年 7 月 1 7 日政令 2 6 5 号）第 3 条第 1 項に規定する値を超えていないこと。
- （3）費用の負担等の道路を適切に管理するための措置が、法第 4 条に規定する認定構造

改革特別区域計画を作成した地方公共団体又は「重量物輸送効率化事業」の実施主体の責任において確実に実施されること。

2. 地方運輸局との連携

上記 1. の特例措置による特殊車両通行許可を受けることが確実であることを道路管理者により確認された車両は、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年 7 月 28 日運輸省令第 67 号）第 4 条に規定する車両総重量に係る特例を受けることができることとされていることから、特殊車両通行許可担当部局は、地方運輸局から別紙様式 1 により連絡があった場合には、特殊車両通行許可の可能性について判断した上で、別紙様式 2 により地方運輸局へ連絡することとする。

3. 適 用

この通達は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

様式 1（記 2．関係）

平成 年 月 日

（
〇〇地方整備局
〇〇県
〇〇市
）

特殊車両通行許可事務担当課 御中

地方運輸局自動車技術安全部技術課

下記のとおり、構造改革特別区域計画に基づく「重量物輸送効率化事業」の特例措置の適用を受けるため、道路運送車両の保安基準第 55 条の規定に基づく基準緩和の認定の申請がありましたのでお知らせします。

記

- 1. 申請日
- 2. 申請者名
- 3. 申請者連絡先
- 4. 地方運輸局問い合わせ先

様式 2（記 2．関係）

平成 年 月 日

地方運輸局自動車技術安全部技術課 御中

（
〇〇地方整備局
〇〇県
〇〇市
）
特殊車両通行許可事務担当課

平成 年 月 日付けで連絡のあった基準緩和の認定の申請に係る車両が
道路法第 47 条の 2 の規定に基づく特殊車両通行許可を申請した場合に、条
件を附して許可することは可能（又は不可能）であると考えているので連絡
します。

○道路管理者問い合わせ先